

第1日

平成23年11月29日（火）

10時零分開会

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより平成23年第5回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番浅尾静二議員、

8番柴山恭子議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案10件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） おはようございます。本日ここに、平成23年第5回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙な中にお繰り合わせ御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会では、補正予算について9件、条例の一部改正について1件、合計10件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第79号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）から第87号議案平成23年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）までの9件の補正予算につきましては、職員の給与の改定、人事異動等に伴う人件費等の補正を行うものであります。

第79号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳出におきまして、人件費等を7,083万1,000円減額いたしましたが、同額を財政調整基金に積み立てることとしたため、予算総額は272億6,545万7,000円のままといたしました。

第80号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、

事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ35万4,000円を追加し、予算総額を74億4,086万1,000円とし、直営診療施設勘定におきましては、歳入歳出それぞれ62万2,000円を追加し、予算総額を2億8,318万8,000円といたしました。

第81号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ293万円を減額し、予算総額を7億7,847万1,000円といたしました。

第82号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ448万5,000円を減額し、予算総額を50億3,084万3,000円といたしました。

第83号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ829万2,000円を追加し、予算総額を20億6,231万8,000円といたしました。

第84号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ299万4,000円を減額し、予算総額を3億8,443万8,000円といたしました。

第85号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ535万円を減額し、予算総額を2億4,172万8,000円といたしました。

第86号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして工業用水道事業収益1万1,000円を増額し、収入合計を1億2,712万3,000円といたしまして、工業用水道事業費用116万1,000円を減額し、支出合計を1億1,171万7,000円といたしました。

第87号議案平成23年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益25万円を増額し、収入合計を4億5,281万3,000円といたしまして、水道事業費用436万7,000円を減額し、支出合計を4億6,696万9,000円といたしました。

最後に第88号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考査のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時07分休憩

---

午前10時08分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第79号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第80号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第81号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第82号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第83号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第84号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第85号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第86号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第87号議案平成23年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第88号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 88号議案についてお尋ねしたいと思います。提案理由の説明の中では給与改定をしたいということだけでございますけれども、この給与改定は人事院が出しました勧告がなされております。これに基づいてそれを参考に改正をするのか、あるいは県の人事委員会についても勧告がなされておりますし、そういうものを参考にするのか、基本的な考え方と、国の人事院勧告を参考にして給与改定をするということであれば、勧告の内容がどういう内容になっているのか説明していただきたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（安部裕志君） 人事秘書課長の安部でございます。まず、最初の質問でございますが、国の人事院勧告か、県の人事委員会なのかという質問でございます。これについては、国の人事院勧告を指標として勧告内容を指標として、職員の給与改定を行いたいというふうに考えております。

それでは人事院勧告の内容ということで概略ご説明をさせていただきますが、まず官民格差です。官民格差については民間企業より国家公務員のほうが月例給で0.23%、899円高く、期末・勤勉手当が逆に0.04%低いという調査結果が出ております。この給与改定の内容ですが、月例給は引き下げの改定を行いまして、期末・勤勉手当は改定を見送るという結果が出ております。それから改定の方法といたしましては、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引き下げを行うということと、経過措置額というのがございます。いわゆる現給補償というものでございますが、これについては積み上げとして0.9%

の引き下げを行うという形になっております。それから同じく経過措置については24年度に上限額を1万円とした2分の1を減額し、25年4月には全廃をするということで勧告が出されております。それから実施時期についてですが、公布の属する月の翌月の初日ということで平成23年12月1日が想定されます。それから経過措置廃止に向けての抑制措置については、24年4月1日が実施日となります。それから実際の格差の年間調整についてどうするのかということに関しては、本年4月に受けた給与額に調整率0.37%を乗じた額に、4月から11月までの8月分を乘じます。その額と本年6月に支給されました期末・勤勉手当の合計額に調整率0.37%を乗じた額、この合計額を本年12月の期末・勤勉手当から差し引くということとされております。以上が人勧の内容でございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） そうしますと大体中身は分かったのですが、内容としまして国は0.23%給料を引き下げるということでございますが、実際は0.37全部引き下げるわけですね。その0.37の根拠をひとつ教えていただきたいというふうに思っておりますのと、もうひとつはこれは給料表だけが減額になるのか、あるいは給与、いわゆる扶養手当とかそういうものも減額に含まれるのか、0.37は全部扶養額から控除することになっておるわけですね。給料表を減額することで跳ね返りが扶養手当まであるのか、その辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（安部裕志君） 調整率0.37の根拠ですが、先ほど申しましたように40歳台以上に対して減額を行うということで、全体的には0.23%の減額でございますが、調整率については0.37という40歳台以上という形になります。それから手当の部分はどうなのかということでございます。給料と扶養手当、住居手当、地域手当、及び管理職手当、これの合計額に0.37を掛けるという形になります。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） そうすると今さっきお聞きしましたのは、給料表を減額したことが扶養手当までどう影響しているのか、扶養手当も含めて今後減額になるのか、給料にかかった部分については分かるのですが、扶養手当は給料に影響していないのではないか、今の扶養手当はどうなっているのかわかりませんけど、普通やつたら扶養親族の配偶者であれば1万なんぼとか、子どもであればなんぼとか、そういう定額で決められているんですね。そのへんの影響がこの給料に関わってきておるからするのかを含め、給与全部を含めて0.23%なのかそこをお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（安部裕志君） 先ほど言いましたように扶養手当とか、住居手当、地域手当、管理職手当に0.37を掛けると申しましたけど、これはあくまでも今年の調整だけでございまして、次年度からのそういう手当に影響するものではありません。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。

第79号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

---

午前11時43分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第88号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田悌子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田悌子君） ただいま議題となりました第88号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

本案は、職員の給与改定については、従来から人事院勧告に準じて措置していることから同様の措置をとるため、及び本年7月から管理職手当の定額化を行ったことに伴い、規定の整備を図るためこの条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、本年の状況は例年と異なり、国は東日本大震災に対応するため、国家公務員の給与改定については6月に人事院勧告の内容より減額幅が大きい「給与臨時特例法案」を国会に提出し、現在まで人事院勧告に基づく給与改定は行われておりません。

しかしながら、福岡県においては県の人事委員会の勧告に基づき、また、県内各市においても人事院勧告の内容に準じた給与改定が行われる予定、または行われている状況にあるとのことです。

改正の主な内容につきましては、民間給与との月例給較差マイナス 899 円、マイナス 0.23%を解消するため、50 歳台以上を中心に 40 歳台以上を念頭に置いた俸給表を引き下げるものであります。

なお、本年 4 月から、この改正までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4 月から 11 月までの月例給及び 6 月に支給された期末・勤勉手当の合計額にマイナス 0.37% の調整率を乗じて得た額を 12 月の期末手当から差し引き、減額調整を行うとのことであります。

本委員会といたしましては、国が国家公務員の給与において人事院勧告に基づく給与改定を見送っている状況ではありますが、例年実施している人事院勧告の内容において公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差が生じていることなどを真摯に受け止め、また、福岡県や県内各市の給与改定状況を参考にするとともに、「公務員の給与は、経済、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的である」との人事院勧告の基本的な考え方を尊重し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田悌子君登壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第 88 号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第 80 号議案ほか 2 件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました第 80 号議案ほか 2 件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及

び結論を簡潔に御報告いたします。

第 80 号議案、第 81 号議案及び第 82 号議案の特別会計予算の補正につきましては、関連がありますので、一括して報告させていただきます。

これら、3議案につきましては、先ほど可決されました第 88 号議案に関連し、職員の給与改定に伴う人件費について補正を行うこととあわせ、当初予算編成後の人事異動に伴う補正等を行おうとするものであります。

各議案の概要であります。まず、第 80 号議案平成 23 年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてです。この特別会計では給与改定による人件費の減額があるものの、人事異動に伴う人件費の増額の影響で、結果として事業勘定につきましては、職員 13 人分で 35 万 4,000 円の増額、直営診療施設勘定につきましては、職員 12 人分で 62 万 2,000 円を増額しようとするものです。

次に、第 81 号議案平成 23 年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、職員 4 人分、293 万円を減額しようとするものであります。

次に、第 82 号議案平成 23 年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、この特別会計の保険事業勘定について、職員の 1 名減もあり職員 12 人分で、448 万 5,000 円を減額しようとするものであります。

本委員会といたしましては、いずれの内容も了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第80号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第83号議案ほか4件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 田中保光君登壇）

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま議題となりました第83号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第83号議案から第87号議案までの特別会計及び企業会計予算の補正につきましては、関連がありますので、一括して報告させていただきます。

これら、5議案につきましては、先ほど可決されました第88号議案に関連し、職員の給与改定に伴う人件費について補正を行うこととあわせ、当初予算編成後の人事異動に伴う補正を行おうとするものであります。

各議案の概要でありますが、まず、第83号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、職員14名分、829万2,000円を増額しようとするものであります。

次に、第84号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、職員2名分、299万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、第85号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）につい

ては、職員3名分、535万円を減額しようとするものであります。

次に、第86号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、人事異動に伴うものとあわせ、朝倉市職員の給与改定に準じ、職員6名分、116万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、第87号議案平成23年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）については、人事異動に伴うものとあわせ、朝倉市職員の給与改定に準じ、職員7名分、436万7,000円を減額しようとするものであります。

本委員会といたしましては、いずれの内容も了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第83号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案平成23年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案の審議を行います。

それでは、第79号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

これにて平成23年第5回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後零時02分閉会